

# 国民健康保険からのお知らせ

## 7月から特定健康診査がはじまります

### 対象の方へ、受診券、医療機関一覧表、案内チラシを送付します

特定健康診査(特定健診)は、自覚症状が出にくい生活習慣病を早期発見するための健診です。ご自身の健康を守るために年に一度受診し、生活習慣を振り返るきっかけにしてください。

#### 対象者

40～74歳の国民健康保険加入の方

対象外・・・妊産婦、6か月以上継続して入院している方、障害者支援施設・特別養護老人ホーム・介護保険施設などの施設入所者

#### 受診期間

7～11月

※昭和26年9月1日～11月30日生まれの方は、誕生日の前日までに受診してください。

#### 受診場所

医療機関一覧表をご覧ください。

#### 自己負担額

40～69歳	1,000円
70～74歳	500円



## かわごえ健康サポート事業

### 健康相談を受けることで健診料をキャッシュバックします

特定健診の健診結果に基づき、保健師や管理栄養士による健康相談を行います。健康相談を受けていただくことで特定健診の自己負担額を全額助成します。詳細は受診から2～3か月後に送付されるお知らせをご確認ください。

※自己負担額の助成には特定健診の領収書が必要です。領収書の保管をお願いします。

問合せ先 特定健診について 町民保険課 TEL366・7115  
健康相談について 健康推進課 TEL365・1399

## 川越診療所からのお知らせ

■4月から木曜日午後の診察は、糖尿病外来から内科一般外来へ変更となりました。予約不要で、どなたでも受診できます。

■7月から、国民健康保険の特定健康診査を実施します。火曜日～土曜日の午後は、予約なしで受診できます。なお、定期的に受診中の方は、診察時にあわせて健診を受けていただけます。

診察受付時間 8時45分～11時30分 13時30分～16時  
休診日は、広報カレンダーをご確認ください。

問合せ先 川越診療所 365・0776



## 後期高齢者健康診査

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

目的 健康管理と生活習慣病等の早期発見

対象者 令和8年8月31日までに後期高齢者医療被保険者になる方(一部除外者あり)

送付予定 ・4月末時点の被保険者・・・6月下旬発送  
・5月～7月中旬に被保険者になる方・・・8月中旬発送  
・8月中旬に被保険者になる方・・・9月中旬発送

受診期間 7月1日(水)から11月30日(月)※受診方法は受診券等をご覧ください。

受診場所 病院・診療所など

自己負担 無料 ※2回目以降の受診は全額自己負担になります。

## 75歳からのお口の健康チェック(後期高齢者歯科健康診査)

7月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

目的 口腔機能低下の予防と口腔内の健康意識の向上

対象者 後期高齢者医療被保険者で、現在75歳から80歳の方(令和8年3月31日時点)

送付予定 7月下旬発送

受診期間 8月1日(土)から11月20日(金)※受診方法は受診券等をご覧ください。

受診場所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関

自己負担 無料 ※2回目以降の受診は全額自己負担になります。

## 医療費のお知らせ

医療費のお知らせを後期高齢者医療広域連合から送付します

実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、皆様の医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。医療費のお知らせと照らし合わせてご確認ください。領収書は廃棄せずに保管してください。

また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することができます。詳しくは税務署にお問い合わせください。

○送付予定時期(医療費通知が不要の方はお問い合わせください)

・令和7年10月～12月診療分・・・7月下旬頃  
・令和8年1月～9月診療分・・・令和9年1月下旬頃

問合せ先 三重県後期高齢者医療広域連合  
(資格保険料グループ) TEL059・221・6883  
(給付健康グループ) TEL059・221・6884  
町民保険課 TEL366・7115



## ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。～

○秘密は守られますので、まずはお電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。  
○この補償金は、法に基づきハンセン病元患者家族の被った精神的な苦痛を慰謝するためのものです。

請求期間は、令和11年(2029年)11月21日まで  
厚生労働省 補償金相談窓口 電話番号 03-3595-2262  
受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)



ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 検索



対象者	(ア) 配偶者(事実婚も含む) (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	補償金額 180万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母、孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等	補償金額 130万円
	(キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	

※同居など一定の要件が必要な場合があります。